

平成23年7月5日

小牧市都市計画審議会
第2回議事録

都市建設部都市政策課

小牧市都市計画審議会議事録

- 1 平成23年7月5日 平成23年度第2回小牧市都市計画審議会が小牧市役所南庁舎本会議用控室に招集された。
- 2 出席委員は、次のとおりである。

長 田 宏	山 本 典 男	山 下 智 也
天 野 正 基	鈴 木 義 久	河 田 智 成
大 塚 俊 幸	稲 山 善 彦	舟 橋 秀 和
加 藤 晶 子	小 島 倫 明	川 島 公 子
落 合 勝 之	稲 垣 孝 子	熊 野 弘
		(山 田 満 代理)
- 3 会議事件は、次のとおりである。
 - 1 会長の選出について
会長の職務代理者の指名について
 - 2 議事録署名者の選任
 - 3 議案審議
 - 議案第2号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について
 - 諮問第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 4 会議の傍聴人
なし
- 5 議案の説明者は、次のとおりである。
都市政策課

(午前9時55分開会)

事務局

おはようございます。定刻より若干早いですが、委員の皆様おそろいですので始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しいところご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の出席委員は15名であります。従いまして、委員総数でございますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項により本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条第1項により本日の会議は公開とさせていただきます。なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、小牧市ホームページにより公開をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部参事よりご挨拶を申し上げます。

都市建設部参事

皆さんおはようございます。お忙しい中、また非常に蒸し暑い中、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

7月1日に人事異動がありまして、後ほど異動の紹介をいたしますが、新しいメンバーで今後進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

今日の議題でございますが、一点目が小牧市で定めます生産緑地地区の変更ということでございます。これは毎年、議題にあげさせていただいておりますが、もう一点が2月に県知事が変わりまして、知事の方からも都市計画の見直し、愛知県の見直しということで今進められております。その中で、愛知県が定めます「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」ということで、県の都市計画マスタープランでございます。それについて、今回、調整区域における変更などを盛り込んだものがございますので、この二点、非常に重要でございますので、慎重なご審議を賜りたいとお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

7月1日の人事異動により、都市政策課長および都市政策課副主幹の異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

事務局

続きまして、議事に先立ちまして、委員の交代がありましたので、ご報告させていただきます。野村嘉久委員が辞任され、新たに長田宏委員が就任されました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

議事の進行につきましては、会長にお願いすることになっておりますが、会長であられました野村委員が辞任されましたので、仮議長を定め議事の進行をお願いしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(異議なしの声)

事務局

それでは、事務局の案としまして、山本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

それでは、仮議長につきましては山本委員とさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが山本委員には議長席にご移動いただき、議事の進行をお願い申し上げます。

仮議長

指名がありました山本です。よろしく申し上げます。

それでは、平成23年度第2回小牧市都市計画審議会を開会いたします。

「日程第1 会長の選出について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

小牧市都市計画審議会の会長につきましては、小牧市都市計画審議会条例第4条第1項に、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員の中から委員の選挙によってこれを定める」となっております。従いまして、学識経験者として委員に任命された7名の方の中から会長選出をお願いするものであります。以上で簡単ではありますが提案理由の説明とさせていただきます。

仮議長

提案理由の説明は終わりました。会長の選出は条例の規定により、学識経験者の中から選挙によって選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員

指名推薦の方法でいかがでしょうか。

仮議長

ただいま、指名推薦とのご提案がありましたが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

仮議長

ご異議なしとのことですので、指名推薦でお願いしたいと思います。

委員

学識経験が大変豊富で、都市地理学や都市政策をご専門とされておられる、中部大学の大塚俊幸委員を推薦いたします。

仮議長

ただいま、大塚俊幸委員をとのご推薦がありましたが、他にございませんか。

(なしの声)

仮議長

ないようでありますので、大塚俊幸委員を会長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

仮議長

それでは、大塚俊幸委員を会長とすることに決しました。

ここで、仮議長の職を引かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。それでは、ここで大塚会長のご挨拶をいただきたいと思っております。恐れ入ります、大塚会長、議長席へお願いいたします。

議長

皆さん、おはようございます。

ただ今、会長に選任いただきました中部大学の大塚俊幸と申します。よろしく願いいたします。私もこれまで数年、都計審の委員として参画をさせていただいておりまして、かなり欠席も多かったのかなと反省をしておりますけれども、会長という職ですので、その職務を全うできるように微力ながら尽くしたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。この都市計画審議会は、特に小牧市の都市の根幹となるような基盤をどう作っていくのかというところで、大変重要な

役割を担っていると思っておりますので、そのあたり、皆さんの慎重なご審議をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、引き続き大塚会長に議事の進行をお願い申し上げます。

議長

それでは、続きまして、小牧市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長の職務代理者を会長より指名いたします。会長職務代理者には、引き続き、山本典男委員を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、山本典男委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、「日程第2 議事録署名者の選任」を議題としたいと思っております。小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項により、会長において2名を指名いたします。

本日の議事録署名者を、舟橋秀和委員、加藤晶子委員にお願いいたします。

続きまして、「日程第3 議案審議」に入りたいと思っております。「議案第2号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」まず事務局の方から提案理由の説明をお願いしたいと思っております。

事務局

それでは、議案第2号について提案理由とその内容の説明をさせていただきます。

「議案第2号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」であります。

議案書の1ページをお願いしたいと思います。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地等のうち、公害または災害の防止、農林漁業との調和した都市環境形成を図ることを目的に都市計画法第8条第1項の規定に基づき都市計画決定するものであります。本市におきましては平成4年から生産緑地地区の指定を行っております。

それでは、変更内容についてご説明をさせていただきます。今回の変更内容につきましては、生産緑地地区の面積、位置及び区域を変更するものであります。

面積については、変更前の約57.1haが今回の変更により、約1.4haの減となり、変更後は約55.7haとなるものであります。

面積の内訳については、議案書2ページにお示しをさせていただきました。

変更の具体的な案件としましては、生産緑地法第14条に基づき生産緑地地区内の行為の制限が解除になったものが14件、すべてであります。

行為の制限についてですが、生産緑地は農地として営農することを義務付けられているため、建築や宅地造成等の行為は原則出来ないことになっております。

ただし、生産緑地法において、生産緑地に係る農業の主な従事者が死亡もしくは今後の農業従事が不可能となる故障をした場合、同法第10条の規定に基づき、市に対して生産緑地を買取るよう申出することができ、申出が提出されますと、市がその土地を買取り、公園等の公共用地として整備、もしくは農業委員会において生産緑地の斡旋が成立し、他の所有者が農業経営を継続していきますが、所定の期間を過ぎても、買取りおよび斡旋が行われない場合は、同法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除され、農地以外の利用が可能になり、生産緑地として都市計画決定しておく意義が失われます。

こうしたことから、生産緑地法で制限が解除されたものを都市計画上の地区指定から除外するために変更を行うものであります。

また、位置および区域の変更箇所につきましては、3ページから10ページにわたって計画図に明示させていただいております。計画図の中で黄色く塗られた箇所が除外する地区となります。

なお、この変更案につきましては、6月14日から6月28日までの2週間、縦覧に供しましたところ、1名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はありませんので、ご報告させていただきます。

また、本日、議決をいただきますと、県知事との同意協議を経た後に変更の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではありますが、議案第2号について説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ただ今、提案理由の説明をいただきましたが、これより委員の皆様よりご意見を賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員

各地で耕作の放棄地が相当あって、枯れ草火災が発生するとか色々な問題が出ている。そういった中で、少なくとも生産緑地になっているところは、所有者に「作付けをしなければいけない」などの特別な管理の周知を図るとか、何らか徹底していかないと、現地では生産緑地地区と判別しにくいので、生産緑地でありながら周囲に迷惑をかけてトラブルが起きたりするので、そういうことがないようにしていくようにやったらどうかと要望しておきます。

議長

ただ今のご意見は、生産緑地は、本来、農業が営まれる場所であって、きちんとそのようにされているかどうかを適切に管理指導していく必要があるのではないかとい

うご意見。今のことについて何かありますか。

事務局

委員のおっしゃるとおりでありまして、生産緑地法第8条において、生産緑地に指定をされますと、建物や工作物の新築・改築が出来ない。要は簡単に言いますと建物を作ってはいけないということと、宅地の造成や土地の変形を行ってはいけないと規定されております。その中で、今、言われたように営農をやってみえない緑地があるのではないかとということでもありますけど、生産緑地法では休耕地であれば不可ではないというような判断になるかと思えます。でも、本来の生産緑地法の目的であります、営農するということは環境の保全も含めての意味もありますので、不可ではないけど好ましくないといったような内容であると思えます。今、委員が言われるように、そういったところでも行政的に指導が出来ないかということでもありますので、今後そういった面についても事務局のほうで検討していきたいと思えます。

議長

委員、よろしいでしょうか。

ただ今のご意見は、担当部署への要望ということで承りたいと思えます。他にございませんか。

委員

直接、今日の議題であります生産緑地地区の変更とは関係ないのですが、委員の言われたことと関連しますが、つい最近、私の地域の生産緑地地区内のことでちょっとしたトラブルがありました。地主さんが「刈り取った草を可燃ごみのほうに出してもたくさん量になるから」ということで、たまたま生産緑地に指定されている中で、周りに水道とかもちゃんと引いてあるものですから、確認した上で燃やされたわけですね。そうしたら近所から通報があって、パトカーが来たということがありました。地主さんから「家庭からのゴミは持ってきてはいけないが、生産緑地地区内の除草した草は、監視のもとであれば燃やしてもいいと認識していたが、これは間違っているのか」というお尋ねを2日ぐらい前にいただいたんですが、そのあたりいかがですか。お答えにくいと思えますが。

議長

生産緑地区内でそういった野焼きをすることが良いのかどうか。ということですがどうでしょうか。

事務局

簡単に言うと、野焼きをされたということですが、消防の難しい法律はちょっと承知していませんが、野焼き自体が禁止されていますので、止めて欲しいと

思います。

議長

禁止というのは何か法的根拠があるのでしょうか。

事務局

本来ですと、消防法第何条とかいうお答えをすべきだと思いますが、法自体も定かでなく、専門的な知識を私は持っておりませんので、一般的な話になると思います。一般的な話ですとこの場の答弁には不適格でありますので、調べさせていただいて、再度、答弁したいと思います。

委員

当事者は、数年前に広報で生産緑地内の草であるとか、収穫して出たゴミに限っては焼却できるということが書いてあったと本人が言うておりました、もし、それが生産緑地地区内の処分がすべて法に触れるということであれば、今、生産緑地として耕作されているところ、警察も来たというトラブルを負いますと、近所も大変なことになりますので、今一度、再確認をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長

今の件につきましては、この場ですぐ正しい返事が出来ないということですので、確認をして後ほど返事をさせていただくということによろしいでしょうか。

委員

はい、結構です。

議長

他にご意見ありますでしょうか。特に生産緑地地区の変更ですね、7団地1.4ha減ということについてはいかがでしょうか。

(異議なしの声)

議長

それでは、他に無いようでありますので採決に入りたいと思います。

「議案第2号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって 「議案第 2 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」 は原案のとおり可決されました。

続きまして、「諮問第 1 号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」 事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

それでは、「諮問第 1 号尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」 を説明させていただきます。

本諮問案件は、愛知県が定める都市計画である当該方針の変更について、都道府県が都市計画を定める場合は、関係市町村の意見を聴くことと規定されている都市計画法第 18 条第 1 項に基づく、県から本市への意見照会に関して、本審議会に諮問し、意見を求めるものであります。

お手元の資料をご覧ください。お手元の資料は、議案書 12 ページおよび別冊となっております。そして、変更箇所の新旧対照等をお示ししております「参考資料」となります。右上にそれぞれ「別冊 1」「参考資料」と記載しております。

「別冊 1」は、「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の計画書の変更案となっております。「参考資料」につきましては、変更箇所を分かりやすくお示しするため、新旧対照表を 1 ページから 3 ページまで、また、補足説明資料を 4 ページ、5 ページに添付しております。

ここで、恐れ入りますが、資料の訂正を 1 点お願いさせていただきます。

「参考資料」の 5 ページをご覧ください。赤字で「名古屋南 JCT～高針 JT の供用」とございますが、その高針 JT の間に C を追加し、JCT としていただきますようお願いいたします。

それでは、変更の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、県が一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、都市計画区域ごとに長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするものとして、市街化区域や市街化調整区域、都市の施設の配置に関する方針など、都市計画の基本的な方向性を示すものであります。

愛知県におきましては、人口の減少・超高齢社会の到来、社会経済活動の広域化の進展など、昨今の様々な社会経済情勢の変化に対応するため、平成 22 年度に、20 区域を 6 区域とする都市計画区域の再編を始めとした都市計画の見直しを行い、そのなかで、再編された 6 区域に対応しました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を平成 22 年 12 月 24 日に都市計画決定をしております。

さて、今回の変更内容については、三点ございます。

「別冊 1」の表紙をご覧ください。

一点目は、地域の実情に応じた、より細やかな土地利用を図ることができるように

するため、「市街化調整区域の土地利用の方針」の一部を変更するものでございます。

二点目は、西尾市、一色町、吉良町および幡豆町が合併をしまして、西尾市となったことから、都市計画区域図の表示を変更するものでございます。

三点目については、道路および鉄道の整備進捗に伴い、広域交通体系図の表示を変更するものでございます。

それでは、一点目から変更内容について順次、説明をさせていただきます。

お手元の「参考資料」3ページの新旧対照表をご覧ください。

「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の第5章1(6)市街化調整区域の土地利用の方針の一部を見直すものであります。現行の方針では右側に下線で示してありますが、「区域区分による市街化区域の適正な配置と地区計画を定めた計画的な開発行為により、秩序ある都市的土地利用を実現する必要があるため、市街化区域に近接または隣接した区域を条例で指定することにより一定の市街化を容認する制度は用いませぬ。」とされておりますが、この部分について左側に赤字で示させておりますが。「また、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力ある暮らしの形成に必要な場合については、地域の実情に応じた適切な土地利用を図ります。」という形で変更するものであります。

この変更に対する県の理由としましては、県は秩序ある土地利用の実現のため、これまで、市街化調整区域における宅地等の開発にあたっては、地区計画制度による誘導を進めてまいりました。しかしながら、地区計画制度は低未利用地における大規模な面整備として住宅用地や工業用地の開発に活用されることは多いものの、家屋などが連たんする既存集落においては、この制度の適用が難しく、既存集落における人口の減少や地域活力の低下などの進行に十分対応できない状況にあります。また、既存集落の中には、道路や排水施設などの公共施設がすでに相当程度整うなど、地域によっては、宅地としての土地利用が可能な地区もあります。このようなことから、県は市街化調整区域の土地利用の方針の一部を見直して、今まで制限されていた開発許可の選択肢の幅を広げることで、市街化調整区域の適切な土地利用を図るとともに、市町村の意向が十分に反映された元気な地域づくりを進めることが可能となるものとしております。

本市といたしましては、市街化調整区域での新たな開発誘導を図る制度の運用については、無秩序な開発を助長させないことは言うまでもなく、集約型の市街地の形成や中心市街地の活性化等、都市づくりの目標である本市都市計画マスタープランとの整合や、公共施設の整備状況等を考慮し、慎重な検討を行うものが必要であると考えております。

しかしながら、この土地利用の方針の変更は、市の実情に応じて市街化調整区域での開発誘導手法の導入についての選択が可能となったということで、今まで以上に市の自主性や自由度の向上につながるものであることから、変更案に対しては、基本的には異議を唱えるものではないと考えております。

なお、本市の制度運用につきましては、市としての方向性がある程度まとまった段

階におきまして、本審議会のご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いします。一点目が以上であります。

次に、二つ目の内容について、説明させていただきます。

お手元の「参考資料」1ページの新旧対照表および4ページの補足説明資料を併せてご覧ください。

これは、愛知県の6つの都市計画区域を示したものでありますが、西三河都市計画区域に含まれておりました、西尾市、一色町、吉良町および幡豆町について、平成23年4月1日に市町村合併が整いまして、西尾市になりました。愛知県の都市計画区域の地図の表示を変更するものであります。

続きまして、三つ目の内容になりますが、お手元の「参考資料」2ページの新旧対照表および5ページの補足説明資料を併せてご覧ください。

5ページを見ていただくと、愛知県における広域交通体系を示したものであり、東名・名神高速道路といった高規格幹線道路や鉄道等の表示が示されております。

今回の変更であります。資料では赤枠で示してあります、名古屋第二環状自動車道の名古屋南ジャンクションから高針ジャンクションの区間、資料では緑枠で示させていただいております、名古屋高速道路 高速4号東海線の山王ジャンクションから六番北の区間、そして、資料では赤枠で示してあります、地下鉄桜通線の野並駅から徳重駅の三区間について供用が開始されたことから、地図表示を変更するものであります。

以上、諮問第1号につきまして説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長

尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というのは、愛知県の区域マスタープランということですが、その変更が三点あるということで理由をご説明いただいたわけですが、これより皆様のご意見を賜りたいと思います。お願いします。

変更点は前にあげてもらっていますけれども、一つ目は調整区域の土地利用の方針に関して、二つ目は西尾市が合併したことに伴う変更、三つ目は道路の整備進捗に伴った変更でございます。ご意見いかがでしょうか。

委員

まず、1点ですが、マスタープランの新旧対照表の赤字のところの部分ですが、これは個人的にはちょっと規制を柔らかくして、各市町村で調整区域についての都市計画を任せるといっていいのでしょうか。

もう1点は、高速3号線というのは、これは、今、開通している名古屋高速のところでしょうか。

事務局

1点目については、「ある程度幅を広くされた」というようなご質問でしたが、今回の改正について簡単に申し上げますと、まさにそのとおりでありまして、従来は都計法の34条の11号に該当するものについては、県の都市計画マスタープランにおいては、用いないと言っておりましたけども、これについて、市町村の自由度を高めるということで、それを可能にしたということでもあります。

2点目については、「すでに供用開始はされておるか」というご質問でありますけども、まず、名古屋第二環状自動車道、名古屋南ジャンクションから高針ジャンクションについては、平成23年3月20日に供用開始をしております。名古屋高速道路、高速4号東海線であります。山王ジャンクションから六番北の間でありますけども、平成22年9月4日に供用開始をしております。最後の地下鉄桜通線、野並、徳重駅については、平成23年3月27日に供用開始をしております。

議長

他にいかがでしょうか。特にご意見も無いようですので採決に入りたいと思います。

「諮問第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって「諮問第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は原案のとおり承認されました。

続きまして、「日程第4 その他」に入ります。事務局のほうで何か報告事項等ありますか。

事務局

先ほどの委員からのご質問について、お答えさせていただきたいと思います。先ほどありましたことについて、訂正させていただきたいと思います。申し訳ありません。今、確認をしたところ、野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で野焼き自体は禁止となっております。ただし、委員が言われたとおり、農作物及び農地の除草については、例外として燃やすことが認められるということです。しかし、その中で近隣等から苦情が出た場合については、止めてもらうようにしていただいたほうが良いのではないかとということでございます。繰り返させていただきますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で草等については禁止をされておりますけども、農地にかかる除草については可能ということでございます。以上であります。

委員

生産緑地の標示が出ているところでも、確かに住宅がどんどん迫ってきているとい

うところもたくさんあると思いますが、住民感情とかも含めて、色々、気遣いということが大事かと思いますが、たとえば、今も調整区域のほうでは、それだけの草とか農作物の廃棄物ですね、たとえば豆がらであるとか、これを全部市の可燃ごみに出されては、確かに大変なことになるから、処置していただけるんだと思いますが、住宅地などの場合、どこかに届出をしてというようなことは、何か規則の一項の中に出ているでしょうか。たとえば、何時から何時まで処理しますというような届出をしなければならないということは一項にのっているのでしょうか。

事務局

申し訳ありません。今の質問に対して、明確なお答えは出来ませんので、「例外的に届出をすれば燃やしてもいいのか」というご質問であると思いますが、お答えはできません。

委員

結構です。

議長

この場であまり間違ったことをやりとりしてもということですので、後ほど、会の終了後、ご確認いただければと思います。いずれにしても、生産緑地というのは、都市の中に残された貴重な緑であるという位置づけがありますので、適正に管理していき始めて都市としても機能していくわけですので、そのあたりがうまく機能していくように徹底していってくださいという要望が先ほど出たと思いますので、当然、お願いしたいと思っております。

委員

今の委員の意見について、参考までに、二酸化炭素削減の関係でしたと思います。私どもの地元なんかは農作業のものを燃やすということに対しては、近隣に迷惑をかわからないという範囲であれば許されるということなんです。特に住宅があると、洗濯物に煙がかかるといことでクレームがある場合は極力止めてほしい。あと、お祭りなんかでどんど焼きとかをする場合、これは事前に消防署に届けるということ、消防署の指導がありますので、それによってやれば許可がいただけるはず。野焼きに対してはあくまでも自主性ということで、昔からの堤防を焼いたりする伝統事業については近隣によって判断するということです。近隣から迷惑がかかるような場合は自主的に遠慮するというようなことで、野焼き自体は二酸化炭素削減ということで禁止ということ。す。

委員

焼却は、確かに廃掃法で禁止といわれているけども、昔、家の近所の焼却炉で燃や

していたような小規模な焼却で、火格子が2㎡未満のものは、適用を受けないと思うんです。火格子がそれ以上のもので、ダイオキシンが出るとか廃ガス処理施設が完璧ではないものが適用を受けるのではないかと。火格子が小さなもので何もかもみんな燃やすぞという見方がされていますけども、燃やすこと自体は、近隣に迷惑をかけないようにしなければならないが、どちらかというところ、今の風潮でいくと、燃やすとすぐに消防署にクレーム付ける。燃やす中にビニールがあつたり油があつたりするのではなくて、普通のものを燃やす分には、法律的にそこまでいったらタバコも吸えなくなってしまうので、そこまで厳しくない。多分、自分の知識が古いからいけないけど、火格子の大きさで、小さいもの、たとえばコンロでバーベキューをやるとかという行為は禁止されていないです。それと行政の指導の中で揉めるからこういうふうにしなさいといけないというのは別の問題ですので、やっぱりお互いの生活していくうちの良識の範囲でやっていくのということと、禁止していくというのは違うと思うんです。余談ですか。

議長

そのあたりは、おそらく各市町によって独自に条例を作られたりということで、対応が色々違っていたりするので、いずれにしてもかなり皆様によっても理解がまちまちだと思いますので、今後、市のほうでも徹底していただければと思っております。事務局のほうから次回のご予定をお願いいたします。

事務局

次回の都市計画審議会ですが、今のところ審議会へ付議および諮問させていただく案件がございませんので、開催する予定はございません。今後、案件が出てきましたら、委員の皆様にご通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

あと、一点、今回の諮問案件について、今後、土地利用に関する調査を小牧市のほうで行う予定をしておりますので、ご報告させていただきます。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、平成23年度第2回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。